

事務連絡
令和4年9月14日

日本赤十字社兵庫県支部
各地区区分ご担当者様

日本赤十字社兵庫県支部
総務部 振興課長

「2022年パキスタン洪水救援金」に係る個人住民税の取扱いについて

標記の救援金につきましては、今般、下記要件を全て満たした場合、地方税法に基づく個人住民税に係る寄付金控除対象の取扱いとすることができるようになりましたのでお知らせいたします。

記

個人住民税の対象となる寄付金の要件

- 1 2022年パキスタン洪水の被災者を救援するため、個人が日本赤十字社の各支部に対して拠出した寄付金であること。
- 2 寄付金適用下限額1回あたり2,000円を越える寄付を行った個人であることかつ、寄付者住居地の日本赤十字社の支部長の受領証が発行されていること。
- 3 本救援金の募集期間である令和4年9月6日（火）から同年11月30日（水）までの期間に収納された寄付金であること。

以上